

共同研究等を始める前の研究打ち合わせや情報交換での秘密保持契約(NDA)について

1. 基本的な考え方（金沢大学産学官連携・知的財産活動ポリシーの運用ガイドラインより）

本学では、共同研究や受託研究等の前段階での研究打ち合わせや情報交換に際し、相手方の企業等から秘密保持の契約を求められた場合、個々の教員の自由な研究活動（論文投稿や学会発表等）の足枷になってしまうため、教員本人による締結を原則としています。

なお、先端科学・社会共創推進機構は、本学教員に不利益が生じないよう標準的な雛形を定め、必要に応じて事前の確認・助言を行い、支援します。

2. 標準的な秘密保持契約雛形の骨子・要点

- 秘密保持期間は、共同研究契約に準拠して 3年間としています（期間満了時に継続する際は、改めて締結し直るか期間延長の手続きをお願いします）。
- 発明・知財等が生じた場合の成果の取扱いは、相互確認・協議としています（一方的にどちらかの帰属とはなりません）。
- 学生・院生は、この秘密保持の対象には含まれません（正式な共同研究等の場合は“研究協力者”として秘密保持を課したうえで含めることができます）。

3. その他、秘密保持の取り扱いについて

部局での受け入れ審査を経て、共同研究・受託研究等の正式な契約となった場合、秘密保持条項を含む共同研究等の契約を学長名で締結することになります。

その場合、「産学官連携における秘密情報管理マニュアル」（下記HP参照）にご留意願います。

※金沢大学「産学官連携における秘密情報管理マニュアル」

http://o-fsi.w3.kanazawa-u.ac.jp/update/jouhoukanri_manual.pdf

（先端科学・社会共創推進機構＞企業・地域関係・学外研究者の方へ＞規程・様式）